

## 特許・商標・意匠・実用新案

# 「外国出願」費用を補助します

(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、県内中小企業の海外展開に向けた支援の一環として、特許、商標、意匠、実用新案の外国出願にかかる費用の半額を補助します。

募集期間 令和5年5月12日（金）～6月30日（金）午後5時まで（必着）

申請を希望される場合は、必ず事前にご連絡・ご相談ください

### 補助対象となる出願

海外展開を図るために外国へ出願する「特許、商標、意匠及び実用新案」が対象です。

※「原則、日本国特許庁に出願済みの特許、商標、意匠及び実用新案を活用した出願であること」および「交付決定日以降、令和6年2月13日までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するもの」に限ります。

### 補助対象企業

岐阜県内に本社を置く中小企業者等又はそれらの中小企業者等で構成されるグループ

※いわゆる「みなと大企業」については、本補助金の対象となりません。

### 補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

※日本国特許庁に支払う印紙代、先行調査に係る費用などは、補助対象外です

※交付決定日から令和6年2月13日までに、支出が完了した経費が補助対象となります。

### 補助率・補助限度額

補助率：補助対象経費の1／2以内

補助額：1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

案件ごとの上限額：特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、

冒認対策商標30万円

※1企業に対する上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です。

### 申請方法

以下のいずれかの方法で申請できます。

【方法①】電子申請システム「jGrants（Jグランツ）」と郵送（又は持参）の併用による申請

【方法②】郵送（又は持参）による申請

※郵送用の申請書類は、当センターホームページよりダウンロードできます。記入後、必要書類を添えて、裏面の宛先に1部提出してください。

### 選考方法等

補助金交付の可否は、審査で選考のうえ、令和5年7月下旬頃に決定する予定です。

※賞上げを表明している中小企業に対しては、審査上の加点などの優遇措置を実施します。詳細は、当センターホームページをご覧ください。

本補助金の詳細、申請書類のダウンロードは

右記のQRコード、または当センターホームページ インフォメーションから  
「令和5年度 外国出願 補助金 募集のご案内」をご覧ください。



## 対象となる案件の具体例について

特許

- ① 日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和6年2月13日までに優先権を主張して外国特許庁に対して特許出願を行う案件
- ② PCT出願を完了している案件で、採択後、令和6年2月13日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件（ただし、ダイレクトPCT出願の場合は、日本国についても国内移行を行う案件に限る）

商標

- ① 日本国特許庁に商標出願もしくは登録を完了している案件で、採択後、令和6年2月13日までに外国特許庁に商標出願を行う案件
  - ② 日本国特許庁に商標出願もしくは登録を完了している案件で、採択後、令和6年2月13日までにマドプロ出願を行う案件
- 注：商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）

意匠

- ① 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和6年2月13日までに優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- ② 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う案件（ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む）

実用新案

- ① 日本国特許庁に特許又は実用新案出願を完了した案件で、採択後、令和6年2月13日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件  
※ 実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ② PCT出願を完了している案件で、採択後、令和6年2月13日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件（ただし、ダイレクトPCT出願の場合は、日本国についても国内移行を行う案件に限る）

## 冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランドが、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」とします。

通常の出願では外国での事業展開計画を求めるますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで出願可とします。

### 【ご相談・申請書の提出先】

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課  
〒500-8505 岐阜市薮田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階  
TEL : 058-277-1092 e-mail : torihiki@gpc-gifu.or.jp